

第2次子ども・子育て支援事業計画（案）に提出された意見等の概要及び提出された意見に対する市の考え方

- ・御意見をお寄せいただいた方の人数：17人
 - ・意見の数（総数）：63件
 - ・意見の数（趣旨別に集約後）：23件
 - ・その他の意見、要望：14件
- ※同一の趣旨の意見については集約しています。

No.	該当項目	該当ページ	意見内容	市の考え方	同一趣旨の意見数
1	第1章 1 計画策定の背景と趣旨	P 2	「1 計画策定の背景と趣旨」において、子どもを取り巻く状況が書かれていますが、国の発表で7人に1人が「子どもの貧困」状態に置かれていることも書き加えておく必要があると思います。新座市においても同様の状況があると考えられるからです。 今回の第2次計画案のP21「②就学援助認定者数の推移」に示されている就学援助認定者の割合が増えていることや、P22「③生活保護受給世帯の総数と母子世帯数の受給世帯の推移」に示されている生活保護受給世帯総数は増えているのに、そのうちの母子世帯の受給世帯数は年々減少しているということ、つまり共働きだったとしても生活が厳しい、ということからもわかります。 そのことを踏まえることによって、5ページ以降の「3 基本目標」の中の「すべての子ども」「すべての保護者」の目標が生きてくると考えます。	御指摘の情報については、52ページに記載しているため、素案のとおりとさせていただきます。	
2	第1章 1 計画策定の背景と趣旨	P 2	「1 計画策定の背景と趣旨」において、「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備を進めていくこと（放課後子ども教室）だけでなく、放課後児童健全育成事業についても計画的な整備を行っていくことを述べています。 「放課後児童健全育成事業及び」という文言を挿入してください。	御指摘のとおり「新・放課後子ども総合プラン」では放課後児童クラブの追加的な整備についても述べられているため、文言を修正いたします。	
3	第1章 2 基本理念	P 4	子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針として、「父母その他の保護者は、子育てについて第一義的責任を有する」ことを挙げていますが、同法第三条では市町村の責務が書かれています。 しかし、新座市の第2次計画案の基本理念では、そのことが文言として明確に示されていません。 支援法第三条を反映させ、以下の文言を挿入し、一部削除することを提案します。 「本計画においても、児童福祉法、子ども・子育て支援法およびこれまで市が掲げてきた基本理念「子どもが親が地域が育つ子育て応援都市にいざ」を引き続き継承し、この理念を具現化するために、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保できるよう各施策を実施していきます。」	基本理念にはまち全体で全ての子育て家庭を応援すること、子どもと共に親も成長していく「共育ち」、子育て・子育てを応援するための地域づくりが重要であるとの考え方や、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、全ての市民が共に成長し、より良い地域をつくっていきたいという願いが込められています。 この理念を具現化するために各施策を実施していくものであり、素案のとおりとさせていただきます。	
4	第1章 8 計画の進捗管理・評価	P 7	「8 計画の進捗管理・評価」において、前回の事業計画においては第6章として位置付けられていました。 その中で、評価について、「年度ごとの計画の進捗状況を取りまとめ、その結果や課題等について「新座市子ども・子育て会議」に諮り、意見・提案を頂きながらPDCAサイクルの考え方に基づく仕組みを確保します。」と記されていました。 会議の位置づけから考えると当然のことですが、今回の計画案においてはその文言は書かれていません。つまり誰が評価するのか明記されていません。 意図的に抜いたことなのか分かりませんが、前回明記してあったこの文章は、今回の計画案の中でも記しておくべきだと考えています。	計画の進捗管理・評価は引き続き子ども・子育て会議において行っていくものであるため、修正いたします。	

No.	該当項目	該当ページ	意見内容	市の考え方	同一趣旨の意見数
5	第2章 3 第1次計画の評価 (5) 放課後児童健全育成事業	P 3 6	<p>第1次計画の評価(5)放課後児童健全育成事業において、「第1次計画上の量の見込みと確保策」の表と「実績」の表が示されています。</p> <p>この2つで分かることは、「量の見込み」に対して確保は十分できている。また、量の見込みに対して実際の入室者数は全体的に少なかったということです。</p> <p>しかし、これは第1次計画において「量の見込みと提供体制」とされた計画の数字の一部をそのまま載せている表であります。</p> <p>さらに、新座市の施策においては実質小学生全学年を対象とせず、4年生までとしています。1次計画の表では1年生から4年生までと5年6年生の数字に分けています。実績においても、4年生までの数字を合わせて載せるべきだと考えます。そのことによって、今の放課後児童健全育成事業の実情が分かるからです。</p> <p>実質4年生までの数字で考えれば、まず、量の見込みとされた数を大きく上回る入室者がいたことが分かります。これは、基本理念や基本目標に掲げた「保育ニーズを把握する」ためにも大前提となることです。</p> <p>さらに、実績では入室者(申請者として許可された児童)が全て受け入れられたという量としての事実だけであり、質が問われていません。すなわち、「一支援単位当たりおおむね40人」「一人当たり1.65㎡のスペース確保」という点でどうなのか、ということです。</p> <p>その点で、第1次計画では、「提供体制確保の方策」として「大規模化に伴う支援単位分け目標」を示していました。これは「一支援単位当たりおおむね40人」「一人当たり1.65㎡のスペースの確保」という国・県のガイドライン、さらに新座市自身の条例に沿ったものであり、そのことに対する評価も必要と考えます。</p> <p>つまり、条例に沿った提供体制の確保が進んだのかを表に示すべきだと考えます。</p>	<p>77ページの今後の量の見込みと提供体制の表と同様に学年ごとの入室者数が分かるよう修正いたします。</p> <p>また、令和元年度までは定員を超えても受入れを行っているため、そのことが分かるように表に注釈を加えます。</p>	
6	第2章 3 第1次計画の評価 (5) 放課後児童健全育成事業	P 3 6	<p>36ページの(5)放課後児童健全育成事業の【第1次計画上の量の見込みと確保数】【実績】の表の見方がわかりません。この2つの表において、確保策、提供体制の数字の根拠が示されていないので、何をもっての数字なのか明記すべきだと思います。大規模、狭陰化が未だ解消されていない放課後児童保育室も多々ある中、実績の差し引き0は何を示すのかわかりません。説明を求めます。</p>	<p>現在、放課後児童保育室では、定員を超えた場合であっても利用要件を満たしている家庭の児童を全員受け入れているため、実績の差引が0となっているものです。</p> <p>そのことが分かるように注釈を加えます。</p>	
7	第2章 3 第1次計画の評価 (5) 放課後児童健全育成事業	P 3 6、7 7	<p>77ページの(3)放課後児童健全育成事業の【現状】の表の令和1年度の入室者数が36ページの【実績】の数字と違うのはなぜですか?令和2年度の【量の見込み】の数字と同じですが。</p>	<p>77ページの表の1, 582人が正しい実績値であるため、36ページの表を修正いたします。</p>	
8	第3章 基本目標I 基本施策(1)	P 4 6	<p>基本目標1基本施策(1)子どもの育ちを応援する事業の主な取組において、「放課後児童保育室事業の内容の充実」として、「遊びの場、生活の場としての役割を向上させるため、外部の専門家や地域のボランティア団体を招き、読み聞かせや紙芝居などのイベントを実施する。」と記してある。</p> <p>読み聞かせや紙芝居などを実施するのはもちろん良いと思う。しかし、「遊びの場」「生活の場」としての役割を向上させるためにすることが本当にそのことなのだろうか。</p> <p>「役割を向上させる」という言い方がそもそもおかしく、保育の内容を充実させるのは、適切な環境における子どもたちと支援員の実態や願いに沿った日々の取組によるものである。それを支える環境づくりをすることこそが、市に求められる「役割を向上させる」取組であると認識すべきである。</p> <p>なので、この項目においては、以下のように記述を修正すべきであると考えます。</p> <p>「遊びの場、生活の場としての役割を向上していくためさせるため、環境の整備に加え、外部の専門家や地域のボランティア団体を招き、読み聞かせや紙芝居などのイベントを実施する。」</p>	<p>整備については77ページに記載しており、本項目では事業内容の充実に関する取組について述べているため、素案のとおりとさせていただきます。</p>	

No.	該当項目	該当ページ	意見内容	市の考え方	同一趣旨の意見数
9	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P 7 7	放課後児童保育室の具体的な整備計画を記載してほしい。	事業計画は全体の需要見込みと整備目標を記載しています。 具体的な整備については、各保育室の入室状況や、利用可能な余裕教室及び土地があるか等を総合的に考慮して進めていくものであるため、素案のとおりとさせていただきます。	6
10	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P 7 7	民間事業者による放課後児童保育室の具体的な計画を記載してほしい。	民間活力の導入については、現在の放課後児童保育室を民間に委託するというものではなく、各民間事業者が利用者の様々なニーズに対し、特色を持った保育室を設置していくことを想定しております。具体的な実施形態などの詳細についてはこれから検討していく段階であるため、素案のとおりとさせていただきます。	5
11	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P 7 7	放課後児童健全育成事業の小学5、6年生の量の見込みはどのように算出したのか。	5、6年生については、引き続き特別な配慮が必要な子どもを受け入れることとし、これまでの実績を基に算出しています。	3
12	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P 7 7	放課後児童健全育成事業の提供体制の数値は、どのような考え方で算出したのか。	現状の保育可能面積を基に、児童一人当たりの面積などの市の条例の基準どおり運営する前提の数値としています。 必要に応じて施設整備を行い、また、備品の見直しを行うことなどにより保育面積の確保を行っていくものです。	4
13	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P 7 7	放課後児童保育室の運営基準に関する条例について、児童一人当たりの占有面積に係る条文の解釈を載せてほしい。	条例の全文を資料編に掲載しており、事業計画は個別の条例の解説を行うものではないため、素案のとおりとさせていただきます。	3
14	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P 7 7	放課後児童保育室への民間活力の導入を止めてほしい。	現在の公設の放課後児童保育室は指定管理者制度を導入しており、これを変更する予定はありません。引き続き、社会福祉協議会を含めた事業者から指定管理者を選定し、運営してまいります。 また、現在の保育需要の状況を鑑みると、様々な方策によって提供体制の確保を目指していく必要があるため、素案のとおりとさせていただきます。	3
15	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P 7 7	放課後児童保育室と放課後居場所づくり事業（ココフレンド）は別事業であるから、放課後児童健全育成事業とココフレンドを一体的又は連携して進めるのではなく、それぞれの充実を目指してほしい。	国の方針では、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するために、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室事業（ココフレンド）を同一の小学校内において一体的に又は連携して実施することを目指すこととしています。 本市においても、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう取り組んでいくため、素案のとおりとさせていただきます。	4

No.	該当項目	該当ページ	意見内容	市の考え方	同一趣旨の意見数
16	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P77	(3) 放課後児童健全育成事業の項の中の概要について、国の放課後児童クラブ運営指針に則って以下の文言を加えることを求めます。 「…適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を…」	御意見を踏まえ修正いたします。	
17	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P77	(3) 放課後児童健全育成事業の項の「現状」において、入室者数は「1年生から4年生まで」「5年、6年」のそれぞれの内訳も示しながら表を作るべきであると考えます。新座市は実質的に4年生までで制度を運営しているからです。	今後の量の見込みと提供体制の表と同様に学年ごとの入室者数がかかるよう修正いたします。	
18	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P77	放課後児童健全育成事業の今後の方向性において、児童一人当たりの面積基準の数値を記載するべき。	資料編において運営基準に関する条例の全文を掲載しているため、素案のとおりとさせていただきます。	3
19	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P77	放課後児童健全育成事業における民間活力の導入に当たっては慎重に検討すべきであり、今後の方向性にその旨を記載してほしい。	民間活力導入の際には、実施形態の検討や利用ニーズの把握を行うなど、慎重に進めてまいります。計画には施策の方向性そのものを記載するため、素案のとおりとさせていただきます。	2
20	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P77	(3) 放課後児童健全育成事業の項の「今後の方向性」において、「各保育室において延長保育を実施します。」とありますが、延長保育については、保護者の就労を支える反面、子どもの発達には影響があるのも事実です。したがって、この問題については、一方的に「各保育室において延長保育を実施します。」と断言するのではなく、「延長保育の実施については検討していきます。」としておくべきです。	現在、全ての保育室で延長保育を実施しており、利用家庭のニーズに応じていくためにも引き続き実施していくこととし、素案のとおりとさせていただきます。	
21	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P77	「放課後児童保育室事業と子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）の連携に関する記載について、それぞれ違う目的を持つ事業であり、「効果的」という言葉は適当ではない。	全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるように、放課後児童健全育成事業とココフレンドの一体的な実施又は連携に取り組んでいくため、素案のとおりとさせていただきます。	3
22	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P77	提供体制の確保として一次に乗っていた大規模化に伴う支援単位グループ分け目標が2次には乗ってなかったのはなぜですか？計画案があいまいになっていると思います。市民にわかるように具体的な表記をしてください。	第2次計画期間の令和2年度以降は、入室者数に応じて条例に基づいた支援単位での保育を行うため、掲載していないものです。	
23	第4章 4 地域子ども・子育て支援事業 (3) 放課後児童健全育成事業	P78	「特に5、6年生については…」から始まる文章の内容については、国のガイドラインや新座市の条例においても、小学生は放課後児童保育室の対象であることに反していると考えられます。これまでの新座市の説明すなわち「当面4年生までの入室を優先し、施設や支援員体制が整備できれば5、6年生についても受け入れられるようにしていく」とこと矛盾しています。したがって、本計画案においても、「特に5、6年生については、当面、特別な配慮が…」というように「当面」を入れた文章に修正してください。	施設や支援員の体制が整備されれば、5、6年生についても受け入れを実施していくため、御意見のとおり修正いたします。	

その他の意見

今回頂いた御意見のうち、第2次新座市子ども・子育て支援事業計画（案）の内容に該当しないものや、要望に当たるものは以下のとおりです。市の考え方についてはお示しませんが、頂いた御意見につきましては今後の制度運用、事業実施の参考にさせていただきます。

No.	意見内容
1	事業計画とあるが、計画が全く見えない。
2	事業計画とあるので、計画を具体的に記載して欲しい。
3	事業計画ということですが、全体に抽象的な表現が多く、具体的な計画が見えません。子ども・子育て支援をいかにしていくか、目に見える形で表明して頂きたいです。
4	基本目標（1）（2）（3）を本当に叶える意向があるのか、市民として伝わってこない現状と感じます。現在新座市が実施している様々な取り組みからそう感じます。物事を決める際、変更する際には、市民との対話から決めてほしい。それが本当の新座市の子どもの育成を考える事に繋がると思います。それが本当の支援計画だと思います。
5	先日保護者宛にアンケートがあり、民間保育室についての問いがありました。あのアンケートはどのように使われるのか、なんのためにアンケートを取るのかも知りたいです。
6	全体を通して、最近市が行っている「各種保護者向けアンケート」について、趣旨や意図が分からない物が多い。状況分がわからないが、子供の様々な環境が良くなるのではないかと回答に協力する保護者はいます。何に使われるのか、またこのアンケートが、これらの施策提言の根拠となる場合は、違うと思うため、新座市の都合の良いように使わないでほしい。その位新座市の子供に関する事業には不安が強く、計画書の意見投稿と違うコメントもあると思いますが、総称して回答させていただきます。計画書が誰の為にあるものなのか、今一度立ち返ってほしい。子供の為に活用できる計画をお願いします。
7	98ページからの条例ですが、99ページの第10条の2、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。の「おおむね」が、市議会で「＝3割」との回答があったと聞いていますが、条例は改定されるのですか？ これは狭隘化に拍車をかけるとしか思えず、安心、安全で豊かな放課後に繋がるとは思えません。何を目指しているのですか？
8	去年の民間参入公募については、子ども達の環境が大幅に代わるものとして「子ども子育て会議」での議論は、まったくなかったものなのか。その経過と理由が知りたいので記載をしてほしい。

No.	意見内容
9	<p>「(13)多様な主体の参入事業」について、放課後児童保育室事業に対しての民間事業者の参入については、これまで全国での状況から考えても、新座市が行ってきた保育を継続できず、ひいては「子育て応援都市にいざ」のスローガンとは反対の結果につながる危険性があります。放課後児童保育室事業に関しては、多様な主体の参入促進は慎重に検討を行うべきで、その際、新座市学童保育の会と正式に協議を進めていただきたいと考えます。</p>
10	<p>同上「放課後児童保育室と子どもの放課後居場所づくり事業の連携」において、「また、教育委員会、福祉部局及び両事業関係者などを委員等とする運営委員会、実行委員会及び意見交換を定期的開催し、情報共有・連携の強化を図る」としているのは良いと思います。この方向性に則って、「両事業関係者」に、利用者である新座市保育の会を正式に加えていただきたく要望しておきます。</p>
11	<p>放課後児童に携わる仕事をしています。 来年度小学校入学予定児童の保護者から切実な悩みを聞きました。 来年度から学童保育に入るための条件が変わり、勤務時間が1時間足りず入ることができない。4月1日からココフレンドが始まるまでの2週間や給食のない学校のある日に預けるところがなく困っている。というものです。 これまで学童保育に入室していた児童の中にも新しい制度に当てはまらずこぼれてしまうことがあると思われまます。そのような児童や家庭が困らないような対策を考える必要があるのではないのでしょうか。</p>
12	<p>新座市の学童支援員です。子どもの育つ環境をより良いこと、生活を守り発展するためには、適正人数の保育、環境が何より大事だと考えます。</p>
13	<p>障害児童施策の新たな項目に期待します。実現して下さい。</p>
14	<p>地域防犯対策のさらなる強化に体制整備をお願いします。特に夕方の時間帯の不審者情報が多すぎます。当たり前の様にくる情報が慢性的に感じる事さえ不安です。人員配置やさらなる警察との連携等取り組み強化をお願いしたい。</p>